

令和3年10月8日（金）をもって『グリーン住宅ポイント対象住宅証明書』の発行業務の受付を終了いたします。

グリーン住宅ポイント制度

グリーン住宅ポイント制度は、グリーン社会の実現および地域における
民需主導の好循環の実現等に資する住宅投資の喚起を通じて、
新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ経済の回復を図るため、
一定の性能を有する住宅を取得する方に対して、「新たな日常」及び「防災」
に対応した追加工事や様々な商品と交換できるポイントを発行する制度です。



グリーン住宅ポイント事務局への提出期限は、災害等やむを得ない理由がある場合を除き、令和3年10月31日までとなっております。

これに伴い、弊社の『グリーン住宅ポイント対象住宅証明書』発行業務の受付につきましては、**令和3年10月8日（金）をもって終了**させていただきます。

また、証明書の申請は、余裕をもってご依頼いただきますようお願いいたします。

- ※1 令和3年10月8日の書類到着分まで受付を行います。
- ※2 期日までに申請された建物についてのグリーン住宅ポイントの発行を保証するものではありません。
- ※3 審査着手前にポイント申請が終了した場合、手数料は返還します。ただし、審査着手後の審査料は返還しません。
- ※4 予算に対するポイント申請の状況により、終了日を変更する場合があります。

グリーン住宅ポイント対象住宅証明の必要書類として、

- ・低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証
- ・BELS評価書
- ・設計住宅性能評価書または建設住宅性能評価書
- ・フラット35S適合証明書(金利Bプラン)

については10月9日以降も通常通り受付は行いますが、グリーン住宅ポイントの発行申請受付の提出期限までに交付できない場合がありますので、ご注意ください。